

【臨時特例給付金】住宅再建給付金の考え方

6市町内での住宅再建に要した費用（賃借の場合は賃料を除いた初期費用）から、被災者生活再建支援金（加算支援金）の受給額を差し引いた金額を、上限まで支給します。

<前提条件>

1. 6市町で住宅が半壊以上の被害（敷地被害解体・長期避難を含む）
2. 世帯要件①～⑧に当てはまる ※ホームページ、チラシをご確認ください
3. 6市町内で住宅を再建
4. 被災者生活再建支援金の加算支援金を受給

【事例A】

被害状況：全壊（6市町内） 、 世帯人数：複数世帯（2人以上）
再建方法：建築（6市町内） 、 住宅再建に要した費用：3,000万円

3,000万円 – 200万円(被災者生活再建支援金(加算金)) = 2,800万円

支給金額=200万円（上限額）

【事例B】～ 補修に応急修理制度を活用した場合 ～

被害状況：半壊（6市町内） 、 世帯人数：複数世帯（2人以上）
再建方法：補修（6市町内） 、 住宅再建に要した費用：300万円
応急修理制度活用額：70万6千円

300万円 – 50万円(被災者生活再建支援金(加算金))
– 70万6千円(応急修理制度) = 179万4千円

支給金額=179万4千円

【事例C】～ 単数世帯の場合 ～

被害状況：中規模半壊（6市町内） 、 世帯人数：単数世帯（1人）
再建方法：賃借（6市町内） 、 住宅再建に要した費用：55万円

55万円 – 18万7千円(被災者生活再建支援金(加算金)) = 36万3千円

支給金額=36万3千円 ※世帯人数による金額変更無し

【事例D】～ 一定期間経過してから住宅再建を行う場合 ～

被害状況：大規模半壊（6市町内） 、 世帯人数：複数世帯（2人以上）
再建方法：親族宅に入居 ⇒ 1年後に住宅購入（6市町内）
住宅再建に要した費用：1,000万円

1,000万円 – 200万円(被災者生活再建支援金(加算金)) = 800万円

支給金額=200万円（上限額） ※申請期限はR9.1.31

【事例E】～ 被災者生活再建支援加算支援金を2回支給された場合 ～

住宅再建給付金申請の1回目で「賃借」を支給された場合のみ、2回目申請*1において「建築」、「補修」、「購入」における上限額(200万円)から賃借にて給付した金額を差し引いた金額を支給します

被害状況：全壊（6市町内） 、 世帯人数：複数世帯（2人以上）

再建方法： 【1回目】賃借(6市町内)、【2回目】購入(6市町内)

住宅再建に要した費用：【1回目】100万円、 【2回目】800万円

◆1回目

100万円 – 50万円(被災者生活再建支援金(加算金)) = 50万円

支給金額① = 50万円（上限未達）

◆2回目

800万円 – 150万円(被災者生活再建支援金(加算金*2)) = 650万円
(購入の場合の給付額200万円から既給付額50万円を差し引いた150万円)

支給金額② = 150万円（上限額）

※購入における上限額(200万円)から給付金額①にて
給付した金額を差し引いた金額を上限として支給します

支給金額① + 支給金額② = 200万円(上限額)

*1：臨時特例給付金の2回目の申請は、被災者生活再建支援金において2回目の申請を行い支給されることで、給付対象となります

*2：被災者生活再建支援金(加算金)の2回目申請は2回目に支給された加算支援金額を記入してください